

第3章 プランの内容

1. プランの体系

	目 標	施 策	頁
1	男女共同参画の意識づくり	【1】 人権尊重・男女共同参画意識の醸成に向けた広報、啓発の充実 【2】 情報の収集、提供と実態調査の実施	34
2	男女共同参画を推進する教育、学習の充実	【1】 男女共同参画の視点に立った教育、保育の推進 【2】 男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育の推進 【3】 男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供	37
3	政策・方針決定過程への女性参画の推進	【1】 政治への関心を高める取組の推進 【2】 行政機関における意思決定の場への女性の参画拡大 【3】 企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進 【4】 防災における男女共同参画の推進	40
4 重点目標	男女のワーク・ライフ・バランスの推進	ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	44
		【1】 働き方改革の推進に向けた機運の醸成	
		【2】 企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進	
		【3】 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	
		【4】 働く男女の健康管理対策の推進	
		【5】 コンパクトシティの推進	
イ. 子育て・介護支援の充実	46		
【6】 子育て環境の整備、充実			
【7】 高齢者などに対する介護支援の充実			
【8】 保育士の確保			
【9】 介護職域における人材の育成、確保			
ウ. 男性の家庭生活への参画推進	48		
【10】 男性の家庭生活への参画推進			
エ. 地域活動や市民活動への参画推進	49		
【11】 地域活動における男女や多様な世代の参画推進と活動支援			
【12】 市民活動への支援と参加推進			
5	男女がともに生き生きと働き続けられる労働環境の整備	【1】 女性の就職・再就職、継続就労、起業・創業などのための支援 【2】 企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進 【3】 女性の職域の拡大 【4】 農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援	53

※目標3～5を「丸亀市女性活躍推進計画」とします。

	目 標	施 策	頁
重点目標	6 配偶者などからの暴力の根絶	ア. あらゆる暴力を許さない意識の醸成 【1】 あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発の実施 【2】 女性相談窓口の周知	56
		イ. DV被害者の早期発見と相談体制の充実 【3】 発見通報に関する関係機関への働きかけの実施 【4】 相談員の資質向上のための研修実施と心理的ケアの充実 【5】 相談室の整備	58
		ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実 【6】 DV被害者が一時的に避難できる場所の確保 【7】 DV被害者と同伴の子どもへの適切な情報提供と切れ目のない支援の実施	59
7	生涯にわたる男女の健康支援	【1】 男女の性をともに理解・尊重する意識の浸透 【2】 男女の心とからだの健康保持・増進対策の推進 【3】 女性の生涯にわたる健康保持・増進対策の推進	62
8	困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	【1】 ひとり親家庭への支援の充実 【2】 高齢者が安心して暮らせる環境の整備 【3】 障がい者が安心して暮らせる環境の整備 【4】 外国人が安心して暮らせる環境の整備 【5】 多様な性を認める意識の醸成に向けた啓発の実施	64

※目標6を「丸亀市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」とします。

2. 目標と施策

目標1 男女共同参画の意識づくり

目指すまちの姿

男性も女性も一人ひとりが誇りを持って自分らしく生きています。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個人として等しく尊重され、男女共同参画の必要性について理解を深めています。

《現状と課題》

- 丸亀市男女共同参画推進条例では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会の基本理念の一つとしています。しかし、現実の社会では、性差別をはじめとする様々な差別や偏見が存在しています。このような差別や偏見をなくし、すべての人が自分の生き方に自信と誇りを持ち、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を構築していくためには、あらゆる機会を通じて、お互いの人権や価値観を尊重する意識づくりや、男女共同参画の必要性について理解が深まるようにすることが必要です。
- 男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々の意識の中にある「男は仕事、女は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識が挙げられます。市民アンケートの結果によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に肯定的な人（賛成である」「どちらかといえば賛成である」と答えた人）の割合は40.9%でした。前回調査の結果（50.5%）と比べると9.6ポイント減少しており、このような意識は解消の方向に向かっているといえますが、まだ根強く残っているのが現状です。男性も女性も固定的な性別役割分担意識にとらわれない男女共同参画意識の浸透に、一層取り組みます。
- 市民アンケートにおいて男女の地位の平等感について質問したところ、「政治の場」や「社会通念・慣習・しきたりなど」、「社会全体」では、「男性の方が優遇されている」と答えた人が6割を超え、男女の不平等感が見られます。社会のあらゆる分野において男女が対等な構成員として参画するためには、人々の意識改革のほか、社会通念や慣習、しきたりを男女共同参画の視点に立って見直していくことも必要です。
- これまで行ってきた広報・啓発活動は、広報紙やホームページによるものが中心でした。しかし、これらの取組では関心を持つ年齢層が限られている、そもそも関心のない人からは注目されないなどの問題があります。今後は、これまで働きかけができていなかった年齢層の人や、関心のない人に情報を届けるため、従来の方法に加え、様々なメ

ディアを活用した効果的な広報・啓発活動を推進します。

- 地域活動などの日常生活の中で、男女共同参画の必要性について身近な人に伝えるリーダーの存在が重要です。そのため、リーダーとなる人を養成するとともに、リーダーが活動しやすいように協力・支援することが必要です。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】人権尊重・男女共同参画意識の醸成に向けた広報、啓発の充実	<p>多様な団体との連携、あらゆる年齢層に情報が届くような様々な広報媒体の活用、男女共同参画の必要性について共感を得られるような内容・方法による効果的な広報・啓発活動を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベントなどとの連携による広報・啓発活動の実施 ●「人権週間（12月4日～10日）」、「男女共同参画週間（6月23日～29日）」などにあわせた重点的な広報・啓発活動の実施 ●市民活動団体やコミュニティ、PTAなど、多様な団体と連携しながら広報・啓発活動を実施 ●「広報丸亀」や情報紙、リーフレット、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）¹⁸、動画などを活用した広報・啓発活動の実施 	<p>人権課 男女共同参画室 図書館</p>
	<p>地域や団体などで人権尊重と男女共同参画を推進するリーダーを養成するとともに、リーダーが活動しやすいように協力します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●かがわ男女共同参画推進員¹⁹の活動への協力、支援 ●男女共同参画を推進するリーダーの養成、登録と活動への協力、支援 	<p>人権課 男女共同参画室</p>
	<p>市が制作する広報物などについて、人権尊重と男女共同参画の視点に立った適切な表現を推進します。</p>	<p>人権課 男女共同参画室 全課</p>

¹⁸ ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)／Social Networking Service の略。友人、知人などの社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのことをいいます。

¹⁹ かがわ男女共同参画推進員／男女共同参画社会の形成と、豊かで活力のある地域社会の実現のため、香川県知事の委嘱を受けて活動している人。任期は2年。県内市町に配置され、本市では3の方が活動しています。

目標 1 男女共同参画の意識づくり

【2】情報の収集、提供と実態調査の実施	市民が、男女共同参画をめぐる国際社会の動きと我が国の状況について理解を深められるように、国際的動向などの情報収集と提供を行います。	男女共同参画室
	人権や男女共同参画に関する調査を行い、把握したデータなどを基に、実態把握と今後の施策検討を行います。 ●人権や男女共同参画に関する意識調査の実施	人権課 男女共同参画室

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指 標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を使った広報回数	年 10 回 (H28 年度)	年 30 回 (H33 年度)	男女共同参画室
【1】	市ホームページの「男女共同参画」ページへのアクセス回数	年 375 回 (H27 年度)	年 600 回 (H33 年度)	男女共同参画室
【1】	男女共同参画を推進するリーダーの登録者数 ※新たに登録制度を設けます。	— (H28 年度)	20 人 (H33 年度末)	男女共同参画室

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
「男女共同参画社会」という言葉を全く知らない人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	26.9% (H27.8)	男女共同参画室
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成する人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	40.9% (H27.8)	男女共同参画室
社会通念・慣習・しきたりなどで、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	72.9% (H27.8)	男女共同参画室
社会全体で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	66.6% (H27.8)	男女共同参画室

目標2 男女共同参画を推進する教育、学習の充実

目指すまちの姿

家庭、学校、地域において、子どもから大人まで、男女共同参画や自分らしく主体的に生きていくことの大切さを学ぶ機会が充実しています。そして、子どもたちは、学校だけでなく、家庭や地域においても、男女共同参画の意識を持つ大人たちからの声かけや働きかけにより、男女が協力して家庭生活を築くことや社会へ参画していくことの重要性について理解を深めながら成長しています。

《現状と課題》

- 次代を担う子どもたちが、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなくその個性と能力を発揮し、いかなる人権侵害もしない・受けないようにするためには、家庭、保育所・幼稚園・こども園・学校、地域で、個人の尊厳と男女共同参画の理念を推進する教育、学習を一層充実させることが重要です。
- 保育所、幼稚園、こども園、学校で子どもたちに日々接する保育士や教職員が男女共同参画の理念を正しく認識し、保育や授業、課外活動などにおいて指導できるよう、保育士や教職員の男女共同参画意識の向上に努めます。
- 近年、若年層の失業率と非正規雇用率の高さが問題になっています。その中でも特に女性の場合、妊娠や出産をきっかけに退職する割合が高く、再就職を希望しても正規職での雇用は厳しい状況にあり、そのため、女性が経済的に不安定、不利益な状況に置かれる現状があります。固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、児童・生徒一人ひとりが自らの生き方を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につけられるよう、家庭や学校、地域において、労働観、職業観を育てる教育を進めることが必要です。
- あらゆる世代の男女が、ライフステージ²⁰に応じて、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に行動できるよう、社会教育や生涯学習の機会を提供します。また、学習機会の提供により、男女共同参画への理解を深め、推進できるよう働きかけます。

²⁰ ライフステージ／出生、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職などの年齢に伴って変化する生活段階のことをいいます。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】男女共同参画の視点に立った教育、保育の推進	<p>子どもが発達段階に応じて人権尊重や男女共同参画への理解を深めることができるよう、男女共同参画の視点に立った学校運営や教育、学習、保育を充実させます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画モデル保育所」の実施 ●セクシュアル・ハラスメント防止対策の徹底 	<p>幼保運営課 学校教育課</p>
	<p>教職員や保育士が、男女共同参画の理念とジェンダーに関する理解を深められる機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員研修への参加促進 	<p>幼保運営課 学校教育課</p>
【2】男女共同参画の視点に立った進路指導、キャリア教育 ²¹ の推進	<p>子どものころから、家庭生活を基盤とした人生設計と、生涯の仕事やキャリアについて学び、考える機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校における職場訪問・職場体験活動を核とした勤労観、労働観の育成のための教育の推進 	<p>学校教育課</p>
【3】男女共同参画の推進に向けた学習機会の提供	<p>男女がともに、社会の様々な事柄を男女共同参画の視点で理解し、豊かに生きる力を養うことができるよう、また、家庭や地域において、男女共同参画の視点を持って子どもを教育することができるよう、情報や学習機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関する講演会や講座の実施 ●生涯学習に関する情報と機会の提供 ●男女共同参画に関する図書などの充実と効果的な提供 	<p>男女共同参画室 市民活動推進課 図書館</p>

²¹ キャリア教育／主体的に自己の進路を選択・決定できる能力やしっかりとした勤労観、職業観を身につけ、将来、社会人、職業人として自立していくことができるようにするための教育をいいます。

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指 標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【3】	男女共同参画を推進する講演会や講座、セミナーなどの開催回数	年6回 (H28年度)	年10回 (H33年度)	男女共同参画室

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
学校教育の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	12.6% (H27.8)	男女共同参画室

目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

目指すまちの姿

政策・方針決定の場に男女がバランスよく参加しています。そして、参加者が活発に意見を述べ合うことで気づきと新しい発見が生まれ、多様な意見を反映させた決定が行われています。

《現状と課題》

- 女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会などあらゆる分野の活動を担っています。しかし、政策・方針決定過程への女性の参画は、男性に比べて少ないのが現状です。
- 我が国においては、平成15年（2003年）に「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」との目標を掲げ、取組を進めてきました。また、平成27年（2015年）9月には女性活躍推進法が施行され、企業や国、地方公共団体では、女性の採用・登用・能力開発などのための事業主行動計画の策定が義務付けられました（常時雇用する労働者の数が300人以下の民間事業主については努力義務）。
- 女性の参画拡大をあらゆる分野において進めていくことは、将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するために求められるほか、男女間の実質的な機会の平等を担保するためにも求められています。女性の参画が遅れている分野においては、引き続き積極的な取組が必要です。
- 本市の条例や予算など政策、方針を決定する場の一つに市議会があります。平成28年（2016年）4月現在、丸亀市議会議員25人の内、女性議員は3人（女性比率12.0%）で、まだまだ政治の場への女性参画は進んでいないのが現状です。
- 本市では、市が設置する審議会等委員への女性の登用拡大に取り組んできました。その結果、平成22年度（2010年度）末に25.7%だった女性登用率は増加し、平成27年度（2015年度）末に35.5%となっています。また、市の一般事務職の女性管理職（部長級、課長級、副課長級）の割合は徐々に増加し、平成28年（2016年）4月1日現在で18.6%です。しかし、一般事務職における女性職員の割合が約4割であることを考えると、女性管理職の割合はまだ低い状況にあります。審議会等委員や、市職員管理職への女性の登用に向け、今後一層の取組が必要です。
- 企業アンケートの結果によると、管理職（役員・部長相当職、課長相当職）に占める女性の割合は16.5%となっており、さらに役員・部長相当職に占める女性の割合は16.6%、課長相当職に占める女性の割合は11.0%です。市自らが率先して女性の参画

を推進するとともに、企業へも積極的に働きかける必要があります。

- 東日本大震災においては、意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いに配慮されないなどの問題が生じました。災害時には、平常時における社会の課題が一層顕著になって現れるため、平常時からの男女共同参画推進が防災対策を円滑に進める基礎となります。防災における様々な局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識し、防災に関する意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することが必要です。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】政治への関心を高める取組の推進	<p>女性議員数の増加にもつなげるように、市民の政治への関心を高める取組を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小・中学校における主権者教育の推進 ●選挙の投票率向上に向けた意識啓発の実施 ●中・高校生への意識啓発の実施 	<p>秘書広報課 男女共同参画室 学校教育課 議会事務局 選挙管理委員会</p>
【2】行政機関における意思決定の場への女性の参画拡大	<p>市民公募の拡大、団体への協力要請などを通じて、市の審議会等への女性委員の登用を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画部局への事前協議の徹底 ●審議会等の委員として活躍できる女性人材リストの充実 	<p>男女共同参画室 全課</p>
	<p>市役所女性職員の計画的な人材育成と管理職への登用を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」に沿った取組推進 ●出産、育児をしながらキャリア形成を行う意欲が持てるよう、育児休業中の職員に対する支援の充実 	<p>職員課 男女共同参画室</p>

目標3 政策・方針決定過程への女性参画の推進

<p>【3】 企業などにおける意思決定の場への女性の参画推進</p>	<p>企業などに対し、意思決定の場への女性参画推進を働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性活躍推進法の周知 ●女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定の働きかけ実施 ●女性活躍推進法に基づく認定を受けた企業や、女性登用が進んでいる企業の取組を紹介 	<p>男女共同参画室 産業振興課</p>
<p>【4】 防災における男女共同参画の推進</p>	<p>防災の主體的な担い手として女性を位置づけ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制を確立します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●防災会議における女性委員の登用推進 ●防災計画、災害対応マニュアルなどにおいて男女共同参画の視点を明確に位置づけ ●自主防災活動での女性の参画推進と、女性の役割見直しの働きかけ実施 ●自主防災組織における女性リーダーの育成 ●防災における男女共同参画推進のための学習会の開催 ●女性消防団員の増加と様々な訓練の実施 ●婦人防火クラブの会員増加 <p>避難所運営や被災者支援において、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●平常時における研修、訓練の実施 ●乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営 	<p>危機管理課 男女共同参画室 消防総務課 予防課</p> <p>危機管理課</p>

女性活躍推進法に基づく認定

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定を届け出た企業の内、一定の基準を満たし、女性の活躍に関する状況などが優良な企業は、申請により、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。

認定を受けた企業は、認定マーク（愛称「えるぼし」）を商品や広告、求人票などに使うことができます。

—— 認定マーク「えるぼし」（厚生労働省） ——



【1段階目】



【2段階目】



【3段階目】

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指 標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【2】	①審議会等委員の女性登用率 ②女性登用率が 40.0%～60.0%である審議会等の割合 ③女性のいない審議会等の数	①35.5% ②44.9% ③3 (H27年度)	①40.0% ②70.0% ③0 (H33年度末)	男女共同参画室
【2】	①市役所女性管理職（全職種）の割合 ②市役所女性管理職（一般事務職）の割合 ※管理職：部長級、課長級、副課長級 (「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標)	①27.3% ②18.6% (H28年度)	①35.0% ②25.0% (H33年度)	職員課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
政治の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	65.9% (H27.8)	男女共同参画室
市議会議員に占める女性の割合	12.0% (H28.4)	男女共同参画室
市内企業における女性管理職の割合 ※管理職：役員・部長相当職、課長相当職 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	16.5% (H27.8)	男女共同参画室

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進《重点目標》

目指すまちの姿

男女が職場での仕事だけでなく、家庭での家事においても責任を果たしつつ、やりがいや充実感を感じながら働いています。また、それぞれのライフステージに応じて、男女がともに子育て、介護、地域活動を主体的に担い、趣味などの自分の時間も大切にしています。

ア. 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

《現状と課題》

- 仕事は暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。一方、家事や子育て、介護、地域活動、趣味なども暮らしに欠かすことができないものです。ライフステージに合わせて、一人ひとりの多様な希望に応じて仕事と生活の選択肢が増えることは、男女を問わず、一人ひとりの個性と能力の発揮につながります。
- 企業にとっても、ワーク・ライフ・バランスを推進する職場環境づくりに取り組むことは、今後ますます働き手が減少していく中で、従業員の確保や定着、満足度の向上、また、企業の生産性の向上にもつながるものです。
- 現在の働く場においては、男性正社員を前提とした長時間労働や、転勤が当然とされている男性中心型の働き方を前提とする労働慣行が依然として根付いています。そしてこのことは、育児や介護などと両立しつつ能力を発揮して働きたい男女が、職場において十分に活躍できない原因の一つにもなっています。そのため、企業ごとの現状も把握したうえで、男性も女性も家事や育児、介護、地域活動などの責任を分かち合いながら働けるよう、男性中心型の働き方の見直しについて、企業に対して積極的に働きかけます。また、一事業所としての市役所においても、積極的な取組を進めます。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】働き方改革の推進に向けた機運の醸成	<p>男女がともに子育てや介護をしながら働き続けられるよう、長時間労働を前提とした働き方の見直しに、行政、企業、経済団体などが連携しながら取り組むとともに、社会的な機運の醸成に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係団体などとの連携体制の構築 ●ワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進の意義を経営者や市民などに幅広く啓発 ●積極的な取組を行う企業の発掘、好事例の紹介 	男女共同参画室 産業振興課
【2】企業などにおけるワーク・ライフ・バランスの推進	<p>働く男女のワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進に向け、企業に対する広報・啓発を行うとともに、働く人と経営者が一致協力して行う企業の取組を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ワーク・ライフ・バランスや女性活躍を推進している企業への優遇措置の検討 ●イクボス²²研修など、企業などへの出前セミナーの実施 ●子育て支援や介護支援に関する制度や相談窓口などの情報を企業に提供 ●取組に対する助成金の支給などの支援実施 ●取組に対する国の支援内容、助成金などの情報提供 	財務課 男女共同参画室 産業振興課
【3】市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進	<p>市内企業の「モデル事業所」となるよう、市役所において職員のワーク・ライフ・バランス推進、女性活躍推進に積極的に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法と女性活躍推進法に基づく「特定事業主行動計画」の推進 ●ワーク・ライフ・バランス研修を継続的に実施 	職員課 男女共同参画室

²² イクボス／職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の結果も出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のことをいいます。

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

<p>【4】 働く男女の健康管理対策の推進</p>	<p>心身ともに健康に働けるよう、働く男女の健康管理対策を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民や企業に対するメンタルヘルス²³研修の実施 ●市民や企業に対する、女性労働者の母性保護・健康管理の啓発実施 ●企業に対する中讃勤労者福祉サービスセンターへの加入促進と支援 	<p>健康課 産業振興課</p>
<p>【5】 コンパクトシティの推進</p>	<p>家庭、職場、保育の場が近接し、働きながら安心して子どもを産み育てられるコンパクトなまちづくりを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画の視点を取り入れたコンパクトシティ形成に向けた計画の策定 	<p>都市計画課</p>

イ. 子育て・介護支援の充実

《現状と課題》

- 働きたい男女が仕事と子育て・介護などの二者択一を迫られることなく働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、育児、介護などの環境整備を行うことが求められています。
- 少子高齢化が進む中、働きながら介護をする人がますます増加することが予想されます。また、介護により離転職した人の多くは40歳代、50歳代の中核社員であり、介護離職が企業にとっても大きな人材損失につながっています。
- 市民アンケート、企業アンケートの両方で「男女共同参画社会を実現していくために、今後、丸亀市はどのようなことに力を入れていくべきか」たずねたところ、両アンケートの結果ともにいちばん多かった回答が「保育サービスや介護サービスを充実させる」でした。多様なニーズに応じた保育サービスの実施や、地域における子育て支援の充実とともに、介護サービスの充実などにより、介護の負担軽減を行うことも必要です。

²³ メンタルヘルス／心の健康。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【6】子育て環境の整備、充実	男女がともに仕事と育児を両立できるよう、多様な働き方に対応した保育サービスの充実に努めます。 ●「丸亀市こども未来計画」の着実な推進による子育て支援の基盤の整備	子育て支援課 幼保運営課
	障がいのある子どもたちを安心して育てられるように支援します。 ●障がい児支援、発達障がい児支援の充実、拡大	福祉課 子育て支援課 幼保運営課 学校教育課
	児童虐待の未然防止、解決に向けて実態把握に努めるとともに、虐待の早期発見、早期対応のために、関係機関と連携を密にし、被虐待児の保護対策や相談・通報事業を充実させます。 ●児童虐待防止に関する啓発活動の実施 ●被虐待児への対応に関する研修の実施 ●丸亀市要保護児童対策地域協議会の連携強化	子育て支援課
	地域で子どもを育てるために、地域での見守り体制の構築など、地域における子育て支援を充実させます。 ●ファミリー・サポート・センター ²⁴ の充実 ●放課後児童対策の充実	子育て支援課 幼保運営課 市民活動推進課 教育総務課
【7】高齢者などに対する介護支援の充実	介護が必要な高齢者や障がい者を介護する人の負担を軽減させるために、介護支援や生活支援などのサービスを充実させます。 ●介護保険制度の普及、啓発 ●質の高い介護サービスの確保 ●ニーズに合わせた柔軟なインフォーマルサービス ²⁵ の充実 ●在宅医療と介護の連携の推進 ●認知症カフェ ²⁶ による認知症の人と家族への支援の充実	高齢者支援課

²⁴ ファミリー・サポート・センター／乳幼児や小学生の子どもがいる子育て家庭を対象に、援助をお願いしたい人（おねがい会員）と、育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、会員相互間で育児の援助を行う事業をいいます。

²⁵ インフォーマルサービス／介護保険制度に基づかないサービスのことをいいます。例えば、NPO法人、ボランティアグループ、民間企業などによる買い物支援、見守り、ごみ出しなど。

²⁶ 認知症カフェ／認知症の人と家族、医療や介護の支援を必要とする人たち、地域の人たち、だれでも参加できる集いの場のことをいいます。

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

【8】 保育士の確保	保育の質と量を確保するため、保育士不足解消に向けた取組を進めます。 ● 県と連携しながら、潜在している人材の発掘と人材バンクへの登録の推進 ● 保育士資格を持つ人の再就職に向けての支援実施	幼保運営課
【9】 介護職域における人材の育成、確保	介護の質と量を確保するため、介護職員不足解消に向けた取組を進めます。 ● 県と連携しながら、香川県福祉人材センターを周知	高齢者支援課

ウ. 男性の家庭生活への参画推進

《現状と課題》

- 家事などの役割分担に関する市民アンケートの結果によると、洗濯、食事のしたく、食事の後かたづけについては、「主に妻」が担っていると回答した人が75.8%、81.2%、65.3%でした。子どもの世話・教育については、「主に妻」と回答した人が44.5%、「夫婦が協力して」と回答した人が26.8%でした。また、家族の介護については、「主に妻」と回答した人が26.3%、「夫婦が協力して」と回答した人が21.3%、「家族が協力して」と回答した人が17.1%でした。いずれの項目についても「主に夫」と回答した人は1割に満たず、家庭責任は主に妻が担っているのが現状です。
- ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、企業や働く人が働き方を見直すとともに、自分自身のライフスタイル²⁷を見直すことも求められています。男性が家事、育児、介護などに積極的に参画し、男性と女性がともに協力しながら家庭での責任を果たすことが必要です。
- 男性が、家事、育児、介護などの家庭責任を果たすことは、男性自身の生活の質を豊かにすることにつながります。また、多様な経験は、マネジメント力の向上や、多様な価値観の醸成などを通して職務における視野を広げるなど、男性自身のキャリア形成にも役立つものです。

²⁷ ライフスタイル／衣食住だけでなく、行動様式や価値観なども含めた生活の仕方、考え方をいいます。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【10】男性の家庭生活への参画推進	<p>男性の家事、育児、介護などへの主体的な参画を促すための広報・啓発活動を行うとともに、料理などの家事についてきっかけづくりとスキルアップするための機会を設けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●「食育月間（6月）」「食育の日（毎月19日）」「かがわ育児の日（毎月19日）」にあわせた重点的な広報・啓発活動の実施 ●男性の料理普及啓発者の育成 ●妊娠期から男性の育児参画に向けた講習会の開催 ●男性を対象とした読み聞かせ講座などの開催 	<p>男女共同参画室 高齢者支援課 健康課 幼保運営課 図書館</p>
	<p>男性自身の意識だけでなく、男性が家事、育児などに参画することに対する周囲（女性、両親などの年配者、地域など）の理解が進むよう広報・啓発活動を行います。</p>	<p>男女共同参画室</p>
	<p>男性が子育てに参画しやすくなるための環境整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市役所新庁舎をはじめとする公共施設の建設時に、ベビーベッドを備えた男性トイレや多目的トイレの整備 ●子ども連れが利用しやすい公園の整備 	<p>公共施設管理課 都市計画課 建築課</p>

エ. 地域活動や市民活動への参画推進

《現状と課題》

- 本市では、17地区において、地域の特色を生かしながら活発にコミュニティ活動が行われています。しかしいずれのコミュニティでも、次の世代の担い手不足が問題となっています。今後も人と人とのつながりを感じ、安心できる地域社会を維持していくためには、多様な年齢層の男女がともに地域活動を担っていくことが不可欠です。このため、地域における男女共同参画意識の醸成や、コミュニティ、自治会などの政策・方針決定過程への女性の参画拡大、特定の性や年齢層で担われている分野での男女双方の参画、様々な世代の参画が必要です。
- 市民アンケートの結果によると、「地域活動や社会活動に特に参加していない」と回答した人が43.9%でした。そして、参加していない理由として多かったものが、「参加す

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

るきっかけがない」29.9%、「忙しくて時間がない」23.2%だったことから、今は参加することが難しくても、地域活動に関心を持つようなきっかけづくりや働きかけを行うことが必要です。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【11】地域活動における男女や多様な世代の参画推進と活動支援	<p>男女や多様な世代の参画により地域活動を活性化させるため、地域活動の様々な場面に存在する、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行やしきたりの見直しを働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティ、自治会などの会長、役員への女性登用の呼びかけ実施 	男女共同参画室 市民活動推進課
	<p>地域活動の継続や、これまで地域活動に参加していない人に参加を働きかける活動に対して協力、支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティが実施する事業への支援 ●活動拠点となるコミュニティセンターの整備 ●地域活動の紹介 	市民活動推進課
	<p>就業している男女が地域活動の大切さを理解し、協力できるよう、市役所職員をはじめとする就業者や企業に働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市役所職員に対する地域活動の紹介 	職員課 男女共同参画室 市民活動推進課
【12】市民活動への支援と参加推進	<p>市民活動に関する情報提供や活動支援を行い、市民活動への参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民交流・活動のためのスペース、男女共同参画スペースを設置する市民交流活動センターの整備 ●市民活動団体の紹介や活動情報の提供 ●市民活動団体が実施する事業への支援 	男女共同参画室 市民活動推進課 都市計画課

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指 標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】 【2】	ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動の実施回数	年2回 (H28年度)	年10回 (H33年度)	男女共同参画室
【2】	ワーク・ライフ・バランス推進のための取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合（男女共同参画に関する企業アンケートより）	18.5% (H27.8)	0.0% (H32年度)	男女共同参画室
【2】	市内企業に勤める男性従業員の育児休業取得率（男女共同参画に関する企業アンケートより）	3.2% (H27.8)	15.0% (H32年度)	男女共同参画室
【2】	産業振興支援補助金（職場環境改善）利用件数	年2件 (H28年度)	年5件 (H33年度)	産業振興課
【3】	①市役所男性職員の育児休業取得率 ②市役所男性職員の子育て参画のための特別休暇取得率 （「丸亀市特定事業主行動計画」に示している指標）	①12.5% ②68.8% (H27年度)	①15.0%以上 ②80.0% (H33年度)	職員課
【4】	メンタルヘルス研修の実施回数	— (H28年度)	年3回 (H33年度)	健康課
【6】	各種保育サービスを実施している施設数 ①延長保育 ②病児・病後児保育 ③休日保育 ④乳児保育 ⑤一時預かり	①15か所 ②1か所 ③0か所 ④16か所 ⑤7か所 (H28年度)	①15か所 ②2か所 ③1か所 ④16か所 ⑤9か所 (H33年度)	子育て支援課 幼保運営課
【6】	ファミリー・サポート・センターの登録者数	816人 (H27年度)	1,000人 (H33年度末)	子育て支援課
【7】	認知症カフェ、介護教室などへの参加者数	年210人 (H27年度)	年3,000人 (H33年度)	高齢者支援課
【10】	男性の料理普及啓発者数	4人 (H28年度)	15人 (H33年度末)	健康課
【11】	コミュニティによる地域活動などを支援する「コミュニティまちづくり補助金」の活用地区数	13地区 (H27年度)	17地区 (H33年度)	市民活動推進課

目標4 男女のワーク・ライフ・バランスの推進

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」策定企業の割合 (男女共同参画に関する企業アンケートより)	14.3% (H27.8)	男女共同参画室
香川県子育て行動計画策定企業認証マークを取得した、市内に本社を置く企業数	21社 (H28.10)	男女共同参画室
家庭生活中、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	50.2% (H27.8)	男女共同参画室
家事の分担について、「主に妻が担っている」と答えた人の割合 ①掃除 ②洗濯 ③食事のしたく ④食事の後かたづけ ⑤子どもの世話・教育 ⑥家族の介護 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①64.1% ②75.8% ③81.2% ④65.3% ⑤44.5% ⑥26.3% (H27.8)	男女共同参画室
自治会などの地域活動の場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	44.5% (H27.8)	男女共同参画室
「地域活動や社会活動に特に参加していない」と回答した人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	43.9% (H27.8)	男女共同参画室

●子育て行動計画策定企業認証マーク（香川県）



県内に本社・本店を置く、常時雇用者数 100 人以下の企業などを対象にしています。次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定するなど、働きながら子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業は、申請により、香川県知事の認定を受けることができます。

●次世代育成支援対策推進法に基づく認定マーク（厚生労働省）



くるみん／次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定した企業の内、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定（くるみん認定）を受けることができます。



プラチナくるみん／さらに、平成 27 年（2015 年）4 月 1 日から、プラチナくるみん認定制度が始まりました。この制度は、くるみん認定を既に受け、相当程度両立支援の制度の導入や利用が進み、高い水準の取組を行っている企業を認定するものです。

目標5 男女がともに生き生きと働き続けられる労働環境の整備

目指すまちの姿

就業の形態やニーズが多様化する中、働く場において男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して生き生きと働けるよう、労働環境が整備されています。

《現状と課題》

- 我が国は急速な人口減少局面を迎え、将来の労働力不足が懸念されています。また、国民のニーズの多様化やグローバル化などに対応するためには、企業などにおける人材の多様性を確保することが不可欠となっています。このため、人材の確保にとどまらず、企業活動に多様な価値観や創意工夫をもたらし、経済社会を活性化させるという点においても、女性の活躍推進が重要になっています。
- そのため、希望するすべての女性が職業生活において活躍できるよう、就業継続や再就職への支援、働く女性の能力開発の機会の提供、ネットワークづくりなどを進め、働く場において女性が能力を発揮できる環境づくりを行うことが必要です。
- 男女が均等な機会の下で一層活躍できるよう、男女雇用機会均等法などの履行確保はもとより、女性の能力が十分に発揮できるようにするための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進などによる男女間格差の是正などに取り組んでいく必要があります。
- セクシュアル・ハラスメントは、男女共同参画社会の形成を大きく阻害する人権侵害です。香川労働局に寄せられた男女雇用機会均等法に関する労働相談の中では最も多く、セクシュアル・ハラスメント防止のための事業主のさらなる意識改革が必要となっています。さらに、マタニティ・ハラスメント²⁸防止のための広報、啓発も進める必要があります。
- 農林水産業や商工業などの自営業において、女性の果たす役割が正当に評価されているとはまだまだいえません。自営業における男女共同参画意識の確立に向けた取組が必要です。

²⁸ マタニティ・ハラスメント／妊娠、出産、育児休業などを理由とする、解雇、雇い止め、降格などの不利益な取り扱いを行うことをいいます。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】女性の就職・再就職、継続就労、起業・創業などのための支援	働き続けたい女性が能力を発揮し、生き生きと働けるよう、女性の能力開発やネットワークづくりなどを支援します。 ●キャリアアップにつながる研修会などの開催 ●働く女性向けの交流会の開催 ●従業員の育成に取り組む企業を対象にした助成制度の周知と、利用の促進	男女共同参画室 産業振興課
	子育て、介護などにより離職した女性の再就職、起業・創業などの支援を行います。 ●企業合同就職説明会の開催による就労支援 ●県や関係機関主催の就職説明会やセミナー、職場実習、技術訓練の実施などに関する情報提供 ●起業や創業、経営上のあらゆることに関する相談窓口の設置 ●創業者に対する助成制度、フォローアップ ²⁹ 体制などによる支援実施	産業振興課
	働きたい女性、働く女性の悩みや困りごとなどの解消につながる相談事業を実施します。 ●相談体制の整備 ●働く女性の実態・ニーズ把握	男女共同参画室 産業振興課
【2】企業などにおける男女雇用機会均等対策の推進	性別を理由とする採用、配置、昇格などにおける差別的取り扱いやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどが行われない職場づくりを促進します。 ●市役所内でのハラスメント防止に向けた取組強化 ●就業者や企業に対する労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法などの労働関係法令・制度の周知、啓発 ●企業経営者などにハラスメント防止対策の徹底を促進	職員課 男女共同参画室 産業振興課

²⁹ フォローアップ／追跡調査。継続監視。

【3】女性の職域の拡大	建設業、造船業、運輸業などの女性の参画が進んでいない業種において、女性の就業と定着を促進します。 ●職場環境の整備を支援 ●女性が就業している例を紹介	男女共同参画室 産業振興課
	市役所において男性中心の職種、職場と考えられてきた分野でも、平等な取り扱いと成績主義の原則に基づき、女性の採用、登用を行います。	職員課
【4】農林水産業、商工業などの自営業に従事する女性への支援	農林水産業における男女共同参画意識が確立するよう、学習機会の提供、働きやすい環境の整備などの支援を行います。 ●農業経営において活躍する女性を紹介 ●農業団体、漁業団体における男女共同参画の実態把握と、女性登用の働きかけ実施 ●女性認定農業者の育成 ●家族経営協定の締結推進	農林水産課
	関係団体と連携し、商工業など自営業の女性のネットワーク構築や学習機会の提供を行います。	男女共同参画室 産業振興課

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値(時点)	目標値(期限)	担当課
【1】	働く女性向け交流会の開催回数と参加者数	— (H28年度)	年2回 年30人 (H33年度)	男女共同参画室
【2】	セクシュアル・ハラスメントに対する取組について「特に何も行っていない」と回答した企業の割合(男女共同参画に関する企業アンケートより)	45.2% (H27.8)	20.0% (H32年度)	男女共同参画室
【4】	女性認定農業者数	10人 (H27年度)	12人 (H33年度末)	農林水産課

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指標	現状値(時点)	担当課
職場で、「男性の方が優遇されている」と思う人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	47.2% (H27.8)	男女共同参画室

目標6 配偶者などからの暴力の根絶《重点目標》

目指すまちの姿

市民がいかなる暴力も許さないという意識を持ち、DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力のない社会が形成されています。

ア. あらゆる暴力を許さない意識の醸成

《現状と課題》

- DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為³⁰などあらゆる暴力は、人権を著しく侵害するものであり、その対象の性別や、加害者と被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。
- これらの人権侵害行為の被害者は、多くの場合女性であり、その背景には、男女の不平等な関係、女性に対する差別意識などに基づく、支配・被支配の関係性が根強くあります。また、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差など、男女が置かれている状況に起因する社会の構造的な問題でもあります。
- 市民一人ひとりの人権尊重意識を高め、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動を充実させます。特にDVについては、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることをだれもが認識し、暴力を容認しない意識の醸成に向けて啓発を行います。
- さらに、近年、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）など、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した女性に対する暴力は一層多様化・低年齢化しています。中・高校生、大学生などの若年層を対象として、デートDV³¹などの啓発も行う必要があります。
- 相談窓口や緊急一時保護など、DV被害に遭った場合の支援について、周知を強化します。

³⁰ ストーカー行為／同一の人に対して一方的に恋愛感情や関心を抱き、執拗に「つきまとい等」を繰り返し、相手に迷惑や攻撃、被害を与える行為をいいます。

³¹ デートDV／交際相手（別れた相手も含む）からの暴力をいいます。暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、メールチェック、行動を監視するなどの精神的暴力、借りたお金を返さないなどの経済的暴力や、性的行為を強要するといった性的暴力など、様々な形があります。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】あらゆる暴力を許さない意識の醸成に向けた啓発の実施	DVやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力を許さないという意識を社会全体で共有するために、様々な機会を通じて年齢層にあわせた広報・啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●「広報丸亀」、ホームページ、リーフレットなど効果的な広報媒体を活用した啓発活動を実施 ●「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）などにあわせた重点的な啓発活動の実施 ●若年層に対するデートDVに関する啓発活動の実施 ●幼児から中学生まで、発達段階に応じた人権教育の推進、充実 	男女共同参画室 子育て支援課 幼保運営課 環境安全課 学校教育課
	暴力に対する抑止力となるよう、地域の意識を高めるような啓発活動を行います。 <ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティにおいて研修などを実施 	男女共同参画室
【2】女性相談窓口の周知	イベントや研修会の場合などで相談窓口の周知を行うとともに、民間店舗などに相談カードの設置などについて協力を求めます。	男女共同参画室



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク（内閣府）

このシンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意志を表しています。

「女性に対する暴力をなくす運動」期間（11月12日～25日）

内閣府・男女共同参画推進本部が、毎年11月12日から25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と位置づけています。この間、全国的に、地方自治体や女性団体が啓発活動を行うなど、女性に対する暴力の問題に対する取組を強化して実施しています。

イ. DV被害者の早期発見と相談体制の充実

《現状と課題》

- DVは家庭内で行われるため、対応が遅れがちになります。また、被害者は、加害者からの報復への恐怖、当事者同士の複雑な関係など様々な理由から、支援を求めることをためらうことがあります。しかし、被害の深刻化を防ぐためには、周囲の者が被害者を早期に発見し、警察への通報や相談機関への相談を促す必要があります。
- 被害者と接する機会の多い本市職員に対して、DVの特性に関する理解、被害者の個人情報保護への配慮などについて研修を行い、不適切な対応により、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮する必要があります。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【3】 発見通報に関する関係機関への働きかけの実施	被害者を発見する可能性の高い保育士や教職員、救急隊員などに理解を促し、日常業務の中で被害者が早期に発見されやすい環境づくりに努めます。 ●職員研修の実施	男女共同参画室
	民生委員・児童委員や人権擁護委員に対し、被害者の早期発見などについて、理解と協力を求めます。	男女共同参画室
【4】 相談員の資質向上のための研修実施と心理的ケアの充実	被害者の人権に配慮した対応を行うように、相談員の資質向上に努めます。 ●相談員の研修会への参加 ●事例検討会議への出席	子育て支援課
	相談員のメンタルヘルスケアを行うなど、一人で抱え込むことのない体制をつくります。 ●ケース対応に関する相談員同士の情報共有のためのミーティング会議開催	子育て支援課
【5】 相談室の整備	被害者のプライバシーが守られ、落ち着いて相談できる相談室を整備します。 ●市役所新庁舎における相談室の整備	子育て支援課

ウ. DV被害者の保護と自立支援の充実

《現状と課題》

- DV被害者については、被害者の安全を確保することが最優先課題です。香川県子ども女性相談センターや警察などと連携し、被害者を安全に保護することが必要です。
- DV被害者の自立支援は、行政内部の多くの分野にまたがるため、関係各課と連携し、被害者に二次的被害を与えないこと、安全確保を優先すること、個人情報管理を徹底することに十分留意して取り組みます。
- 子どもが家庭においてDVを目撃することは、子どもの心に深刻な影響を与えます。そのため、子どもへのケアは、被害者の保護と自立の支援とともに重要な課題となっています。
- DV被害者には男性も存在するため、男性被害者の対応について検討することが必要です。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【6】DV被害者が一時的に避難できる場所の確保	緊急に保護を求めてきた被害者が、一時保護が行われるまでの間、一時的に避難できる場所を、香川県子ども女性相談センターや警察と連携しながら確保します。	子育て支援課
【7】DV被害者と同伴の子どもへの適切な情報提供と切れ目のない支援の実施	被害者の立場を十分考慮したうえで、自立した生活に向けた支援を行います。 ●DV対策ネットワーク会議などによる、関係各課・機関との連携強化 ●二次的被害の防止と情報管理の徹底 ●住宅の確保や生活の支援など、被害者が自立して生活するための支援体制の整備 ●子どもの心のケア実施検討	男女共同参画室 子育て支援課 関係各課
	男性被害者への支援の方法を検討します。	男女共同参画室 子育て支援課

本市におけるDV被害者の自己決定を支援するためのフロー図

本人との接触

連絡

- ・ 仕事上などで被害者を発見
(市役所各課、学校、幼稚園、保育所、こども園、福祉協力員、母子保健推進員、母子愛育班)
- ・ 地域で被害者から身近に相談を受ける人
(保健師、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員など)
- ・ 女性相談以外の相談窓口 (市民相談、人権相談、少年相談など)
- ・ 医療機関など

【DV相談窓口】丸亀市女性相談 (子育て支援課内)

専用電話 0877-23-2201 (月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)・8:30～17:00)

緊急性の見極め

緊急の場合(関係機関へ連絡)

香川県子ども女性相談センター
《一時保護》
丸亀警察署 生活安全課
医療機関

本人への情報提供

離婚、訴訟

法テラス
(日本司法支援センター)
裁判所
法律相談
【社会福祉協議会など】

生活支援

福祉課
社会福祉協議会
自立相談支援センターあすたねっと
子育て支援課 (母子自立支援)
民生委員児童委員協議会連合会

自立に向けて

市営住宅 公共施設管理課

保険 保険課

子どもの幼稚園、保育所、こども園 幼保運営課

子どもの学校 学校教育課

仕事 ハローワーク

子育て支援課 (母子自立支援)

治療したい

医療機関

保険課、子育て支援課

カウンセリングを受けたい

医療機関 (心療内科)
中讃保健福祉事務所
精神保健福祉センター

加害者を遠ざけたい
(保護命令)

丸亀警察署 生活安全課
裁判所
市民課 (住民票の支援措置)

.....

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指 標	現状値 (時点)	目標値 (期限)	担当課
【1】	デートDVも含むDV防止に関する啓発活動の実施回数	年6回 (H28年度)	年10回 (H33年度)	男女共同参画室
【2】	相談カード・シールの設置か所数 ①公共施設 ②民間施設	①24か所 ②2か所 (H28年度)	①40か所 ②200か所 (H33年度末)	男女共同参画室
【2】	DV相談の窓口として、次の相談先を知っている人の割合 ①丸亀市女性相談 ②香川県子ども女性相談センター (男女共同参画に関する市民アンケートより)	①19.1% ②19.1% (H27.8)	①50.0% ②50.0% (H32年度)	男女共同参画室

《モニタリング指標》 男女共同参画の進捗状況について把握するうえで参考とするもの

指 標	現状値 (時点)	担当課
DVを受けたことがある人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	女性 12.5% 男性 3.0% (H27.8)	男女共同参画室
DVを受け、どこ(だれ)にも相談しなかった人の割合 (男女共同参画に関する市民アンケートより)	女性 29.3% 男性 60.0% (H27.8)	男女共同参画室
市の女性相談で受けたDV相談件数	111件 (H27年度)	子育て支援課

目標7 生涯にわたる男女の健康支援

目指すまちの姿

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、ライフステージに応じて心とからだの健康が保持・増進されています。特に女性は生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面することについて、女性自身が正しく認識・対応し、健康な生活を送っています。

《現状と課題》

- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、お互いを尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成のための前提といえます。このため、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）³²の理念を踏まえて、男女がともに性に関する正しい知識を身につけるとともに、自己健康管理意識を高めることが重要です。
- 飲酒や喫煙、無理なダイエットなどが健康に及ぼす影響について情報提供を行い、健康を保持・増進するための生活習慣の見直し、改善を促すことが必要です。また、近年ストレスなどによる心の健康が問題となっており、世代に応じたメンタルヘルスケア対策にも取り組む必要があります。
- 男女の身体的特徴から、女性は乳がんや子宮がん、骨粗しょう症など、男性は前立腺がんなど、それぞれ特有の健康上の問題が生じることがあり、病気の発症と進行の予防、早期発見、早期治療などの取組を充実させていく必要があります。
- 女性は妊娠、出産をする可能性があり、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。そのため、女性が自分のからだに関して正しい知識と情報を入手し、自ら判断して健康を享受できるようにすることが必要です。
- 妊娠・出産期は、女性の健康にとっての大きな節目となります。地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てまでの切れ目のない支援が必要です。

³² リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）／個人、特に妊娠・出産という仕組みを持つ女性が、生涯にわたって主体的に自らの健康の保持増進と自己決定を行うこと、そのための身体的、精神的、社会的な諸権利が基本的人権として保障されていることをいいます。安全な性生活、いつ何人子どもを産むか産まないかを選択する自由、安全な妊娠・出産、性暴力や差別・強制を受けないことなどが含まれています。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施策	内容（●主な取組）	担当課
【1】 男女の性とともに理解・尊重する意識の浸透	<p>発達段階に応じて、児童、生徒が性に関する正しい知識と、自ら考え判断する能力を身につけられるよう、人権尊重の精神に基づく性教育を推進します。</p> <p>●小・中学校における様々な教科や学級活動と関連づけた性教育の実施</p>	学校教育課
【2】 男女の心とからだの健康保持・増進対策の推進	<p>男女が、ライフステージに応じて主体的に健康づくりに取り組むための支援を行います。</p> <p>●コミュニティと連携した、健康づくりへの啓発活動と事業の実施</p> <p>●男女の様々な不安やストレスを軽減させるための相談事業の実施</p> <p>●生活習慣改善のための保健指導実施</p>	健康課
	<p>男女それぞれに特有な病気について、がん検診などの各種健康診査や特定健診などの受診促進を行い、がんの早期発見、早期治療を促進します。</p> <p>●がん検診受診率向上に向けた広報・啓発</p>	健康課
【3】 女性の生涯にわたる健康保持・増進対策の推進	<p>思春期から更年期まで、生涯を通じて大きく変化する女性の健康について女性自身が的確に自己管理できるよう支援します。</p> <p>●女性の健康に関する正しい知識の普及、啓発</p>	健康課
	<p>地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠、出産、子育てにわたり切れ目なく支援を行います。</p> <p>●「ハッピーサポートまるがめ」事業の充実</p>	健康課

《施策に関する数値目標》 施策の内容に応じた具体的な取組を実施することにより、達成すべき水準

施策番号	指標	現状値（時点）	目標値（期限）	担当課
【2】	①乳がん検診受診率（40歳から69歳までの女性） ②子宮がん検診受診率（20歳から69歳までの女性） ③前立腺がん検診受診率（40歳以上の男性）	①44.2% ②42.2% ③36.4% (H27年度)	①50.0% ②50.0% ③50.0% (H33年度末)	健康課

目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

目指すまちの姿

市の支援のほか、地域の人がお互いに目配りしながら、「困ったときはお互い様」と助け合う気持ちで生活しています。そのため、ひとり親家庭や高齢者、障がい者などの様々な困難を抱えた人も安心して生活しています。

《現状と課題》

- 雇用、就業をめぐる環境の変化や、未婚、離婚などによる単身世帯やひとり親家庭の増加など、社会が急激に変化する中で、貧困に苦しむ人、十分な教育や就労などの機会を得ることのできない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。特に貧困については、世代間の連鎖も深刻な問題となっています。
- 女性は、出産や育児による就業の中断や非正規雇用の多さなど、不安定な雇用状況に置かれています。そのため、女性は男性に比べて貧困に陥りやすく、特に高齢単身女性や母子世帯でそのリスクが高いという状況にあります。また、障がいのある人や、市内で生活する外国人は、女性であることで、さらに複合的な困難を抱える場合が少なくありません。
- 一方、男性も、地域と積極的にかかわろうとしない、弱みを他人に見せないといった固定的な性別役割分担意識を背景とした、高齢単身男性や父子世帯の地域における孤立などが問題となっています。
- このような状況の中、今後は、男女共同参画の視点から、ひとり親家庭、高齢者や障がい者、外国人、貧困に苦しむ人など、様々な困難を抱える人が、社会生活を円滑に営むことができる力を高める取組を進めるとともに、だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備を行う必要があります。
- また、性的指向³³や性同一性障がい³⁴など、多様な性のあり方を理由とした社会的偏見や差別をなくすため、あらゆる人の個人としての人権を尊重し、多様性を受け入れる社会を構築することが必要です。

³³ 性的指向／人の恋愛、性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものをいいます。具体的には、恋愛、性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。

³⁴ 性同一性障がい／生物学的な性と性別に関する自己意識が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいいます。

《目指すまちの姿を実現させるための施策とその内容》

施 策	内 容（●主な取組）	担当課
【1】ひとり親家庭への支援の充実	ひとり親家庭の母親や父親、その子どもに対して、子育て支援や就業支援など、各家庭の状況に対応した支援を行います。 ●住宅支援の実施 ●相談事業の充実 ●経済的支援等の充実 ●就業支援の実施	公共施設管理課 福祉課 子育て支援課 教育総務課
【2】高齢者が安心して暮らせる環境の整備	高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組みます。特に高齢単身女性の相対的貧困率 ³⁵ が高い現状を踏まえ、安定した生活が営めるよう支援を行います。 ●就業支援、社会参加の促進 ●高齢者虐待防止、消費者被害防止 ●相談事業の充実 ●ごみの「ふれあい戸別収集」の実施 ●ユニバーサルデザイン ³⁶ の推進	福祉課 高齢者支援課 環境安全課 クリーン課 都市計画課
【3】障がい者が安心して暮らせる環境の整備	障がい者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、生活環境の向上や地域生活の支援に取り組むとともに、社会参画のための支援を行います。特に障がいのある女性については、女性であることでさらに複合的な困難を抱えることがあるという視点に立って事業を行います。 ●地域生活支援事業の充実 ●障がい者虐待防止 ●相談事業の充実 ●障がい者差別解消の推進 ●ごみの「ふれあい戸別収集」の実施 ●ユニバーサルデザインの推進	福祉課 クリーン課 都市計画課

³⁵ 相対的貧困率／等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分（貧困線）に満たない世帯員の割合をいいます。

³⁶ ユニバーサルデザイン／すべての人のためのデザイン（企画、計画、設計）という意味で、ものづくりやまちづくりを行っていくうえで、年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が安全に快適に利用できるように配慮したデザインを基本とする考え方をいいます。

目標8 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

<p>【4】 外国人が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>国籍や文化などの違いにかかわらず外国人が安心して暮らすことができるよう、多言語による情報提供や、日本語の学習機会などの学習支援を充実させます。また、外国人の地域活動への参画促進に努めるとともに、市民の多文化共生への理解を深め、外国人が暮らしやすい環境の整備を進めます。特に女性の外国人については、女性であることでさらに複合的な困難を抱えることがあるという視点に立って事業を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生活関連情報の周知 ●相談事業の充実 ●市民が相互に交流する機会の提供 ●地域活動への外国人の参画促進 	<p>秘書広報課</p>
<p>【5】 多様な性を認める意識の醸成に向けた啓発の実施</p>	<p>性的指向や性同一性障がいなどによって困難を抱える人について、理解を深められるよう啓発を行うとともに、本市における支援の必要性などについて調査検討を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同性パートナーシップ制度導入の検討 	<p>人権課</p>